第Ⅳ

な措置に関する防衛大臣指示」²²を発出し、全てのハラスメント案件の厳正な対応を指示した。また、全隊員向けと指揮官・管理職向けに、トップメッセージを発出し、

隊員一人ひとりが当事者意識を持ち、ハラスメント防止 に取り組むこと、などを示した。

3 ハラスメント防止対策の取組

前述の有識者会議と特別防衛監察の結果を踏まえた取組として、ハラスメントの要因となりうる組織風土の改革を企図し、防衛大臣などによる定期的なトップメッセージの発信、従来の講義形式主体の教育から体験型ロールプレイングを用いた、より実践的な教育の推進による管理者(指揮官)および相談員の資質向上、懲戒処分の透明性・公平性の確保の観点から、省統一の懲戒処分の基準の策定、ハラスメント相談体制の拡充、相談窓口の周知などを行っている。

また、部外有識者によるハラスメント防止講演会を開催するなど、ハラスメント防止の啓発に努めている。

こうした取組の中においても、2024年には、部下に対する 威圧的な言動を日常的に繰り返し、職場環境を著しく悪化さ せたとして、防衛審議官や本省内部部局の幹部職員が処分 されるなど、ハラスメントを理由に懲戒処分が発生している ことは、大変遺憾であり、極めて深刻な事態と認識している。

防衛省としては、今後も全ての自衛隊員にハラスメント防止の意義を徹底させるとともに、時代に即した対策が講じられるよう、部外有識者の知見などを活用して不断の見直しを行い、ハラスメントを一切許容しない環境を構築していく。

第5節 隊員や家族への支援

生涯生活設計支援

2024年12月に関係閣僚会議において「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられたほか、政府においては、資産形成の後押しの重要性を踏まえ、NISAやiDeCoの充実など資産運用立国の取組を強化する中で、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を推進するため、国全体として中立的な立場から金融経済教育を行い、家計の安定的な資産形成を支援する取組を推進している。

これらを背景として、入隊後の早い段階から継続的に

生涯生活設計に関する知識を付与し、生涯生活設計作成の動機付けを図るため、特に、重要な要素の一つである資産形成については、常に新しい情報を得ながら金融リテラシーを高めていくこと、さらに、ギャンブル等依存症が社会問題となっている中で、隊員などの資産や生活を守る観点から、投資・投機・ギャンブル・借財についての理解を深めることを目的として、ライフステージにあわせた生涯生活設計セミナーを実施している。

防衛省のメンタルヘルスの取組

依然として、職員の尊い命が自殺により失われている ことは、御家族にとって大変痛ましいことであり、また、 組織にとっても多大な損失である。 2022年に、職員の自殺事故防止の観点から、防衛省のメンタルヘルスに関する基本方針を策定し、各種施策を推進することとされた。





資料:ハラスメント防止の推進・相談窓口

URL: https://www.mod.go.jp/j/profile/harassment/index.html

²² 特別防衛監察で申出のあった案件の速やかな調査の実施、個別案件の緊急点検、未報告案件の速やかな報告によって、全てのハラスメント案件の 厳正な対応を指示した。また、トップメッセージとして、隊員一人一人が当事者意識を持ち、ハラスメント防止に取り組むこと、被害を受けた際は、躊躇なく相談すること、被害を目撃、あるいは相談を受けた際は、被害隊員に寄り添うことを第一に、躊躇なく、しかるべき処置をとることなどを示した。

第

W

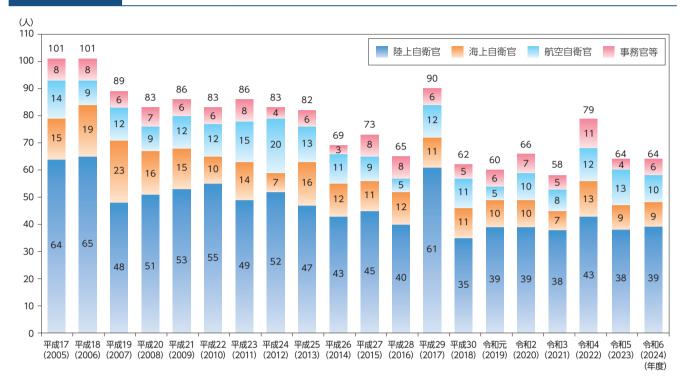
具体的には、全職員を対象としたメンタルヘルスチェックやカウンセリングの利用啓発などによる職員の意識改革、ワークライフバランスに関する施策の推進などによる職場環境の改善を図っている。また、有資格者

のカウンセラーの確保、上司とカウンセラー、医療機関 との連携や相談先の多様化といったサポート体制の強化 などに取り組んでいる。

■ 参照 図表Ⅳ-3-5 (防衛省職員の自殺者数の推移)

図表IV-3-5

防衛省職員の自殺者数の推移



3 ギャンブル等依存症への取組

精神疾患の一つであるギャンブル等依存症は、金銭トラブル等により周囲の人間関係にも深刻な影響を及ぼすこともあることから、ギャンブル等依存症対策基本法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画に沿って、政府がギャンブル等依存症に対する対策を総合的かつ計

画的に推進している。

防衛省においては、ギャンブル等依存症に対する隊員 等の理解を深めるとともに、職場においてギャンブル等 依存症が疑われる隊員などがいる場合に適切に対処する ための取組を推進している。

△ 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員 家族同士の交流などのほか、大規模災害発生時などの取 組として、隊員家族の安否確認、生活支援について協力を 受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢 の整備についても推進している。2025年3月、新たに防衛省・自衛隊と自衛隊家族会²³、隊友会²⁴の間で全隊員などを対象とする家族支援の協力に関する協定を締結した。また、長期行動を予定する艦艇や海外に派遣される部

²³ 自衛隊員の家族らによって構成され、自衛隊を協力・支援する公益社団法人

²⁴ 自衛隊 OBを中心に構成され、「国民と自衛隊のかけ橋」となることを目的とする公益社団法人

第Ⅳ

隊には、隊員と家族が直接連絡を取れる通信環境を整備するとともに、家族から海外に派遣中の隊員に向けた慰問品の追送支援、家族に対する説明会の開催や相談窓口

(家族支援センター)の開設、隊員家族向けホームページの設置など、隊員家族に対する各種支援施策を実施している。

5 殉職隊員への追悼など

1950年の警察予備隊創設以降、自衛隊員は、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。そのなかで、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は2,000人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参列のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている。令和6年度自衛隊殉職隊員追悼式では、32柱(内局1柱、陸自16柱、海自13柱、空自2柱)を顕彰している²⁵。



令和6年殉職者隊員追悼式で献花をする石破内閣総理大臣(2024年10月)

²⁵ 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962年に市ヶ谷に建てられ、1998年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、メモリアルゾーンとして整理された。防衛省では毎年、防衛大臣主催により、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣の参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地や基地において、それぞれ追悼式などを行っている。